

身寄りがない方の各市町村相談窓口

高齢者の場合	障がい者の場合	生活保護受給者の場合
名護市		
名護市役所 福祉部介護長寿課 包括支援係 (代表)53-1212/FAX 53-1280 (内線105) 屋部地区地域型 包括支援センターりゅうしん TEL 43-9595/FAX 43-1108 久志・三共地区地域型 包括支援センター二見の里 TEL 55-8701/FAX 55-8702 名護第1地区地域型 包括支援センターかりゆしぬ村 TEL 53-1102/FAX 53-7000 名護第2地区地域型 包括支援センター名護厚生園 TEL 43-5316/FAX 43-5317 羽地・屋我地地区地域型 包括支援センター瑞穂の郷 TEL 43-6200/FAX 58-1709	名護市基幹相談支援センター (社会福祉課内) (代表)53-1212/FAX 53-1280 (内線111.101)	名護市役所 福祉部 生活支援課 (代表)53-1212/FAX 54-6322 (内線103.199)
本部町		
本部町地域包括支援センター TEL 43-0565/FAX 47-2185	本部町役場 福祉課 TEL 47-2165/FAX 47-2185	北部福祉事務所 生活保護班 (代表)52-2549/FAX 52-7544
今帰仁村		
今帰仁村地域包括支援センター 今帰仁村役場福祉保健課介護保険係 健康づくり推進課高齢者・介護福祉係 TEL 51-5744/FAX 56-4270	福祉・こども課福祉・ 児童家庭係 TEL 56-2198/FAX 56-4270	北部福祉事務所 生活保護班 (代表)52-2549/FAX 52-7544
大宜味村		
大宜味村地域包括支援センター 大宜味村 住民福祉課 TEL 44-3011/FAX 44-3623	大宜味村 住民福祉課 TEL 44-3003/FAX 43-0165	北部福祉事務所 生活保護班 (代表)52-2549/FAX 52-7544
国頭村		
国頭村地域包括支援センター 国頭村 福祉課 TEL 41-5711/FAX 41-2914	国頭村 福祉課 TEL 41-2765/FAX 41-2914	北部福祉事務所 生活保護班 (代表)52-2549/FAX 52-7544
東村		
東村地域包括支援センター 東村 福祉保健課 TEL 43-2212/FAX 43-3050	東村 福祉保健課 TEL 43-2202/FAX 43-3050	北部福祉事務所 生活保護班 (代表)52-2549/FAX 52-7544

※相談窓口はすべての問題解決をするところではございません。
困難なケース等は、関係機関による相互協力をお願いいたします。

【発行・お問い合わせ先】

公益社団法人 北部地区医師会 やんばる在宅医療・介護連携支援センター
〒905-0009 沖縄県名護市字宇茂佐の森5丁目2-7 北部会館4階
Tel & Fax: 0980-43-6770
<https://yzaitakushien.com>

入退院支援の手引き付録

身寄りがない方の
入退院支援についての
考え方

北部版

名護市・本部町・今帰仁村・大宜味村・東村・国頭村



北部地区医師会

やんばる在宅医療・介護連携支援センター

身寄りがいない方・意思決定が困難な方の入退院や医療行為に関するフローチャート

対象者

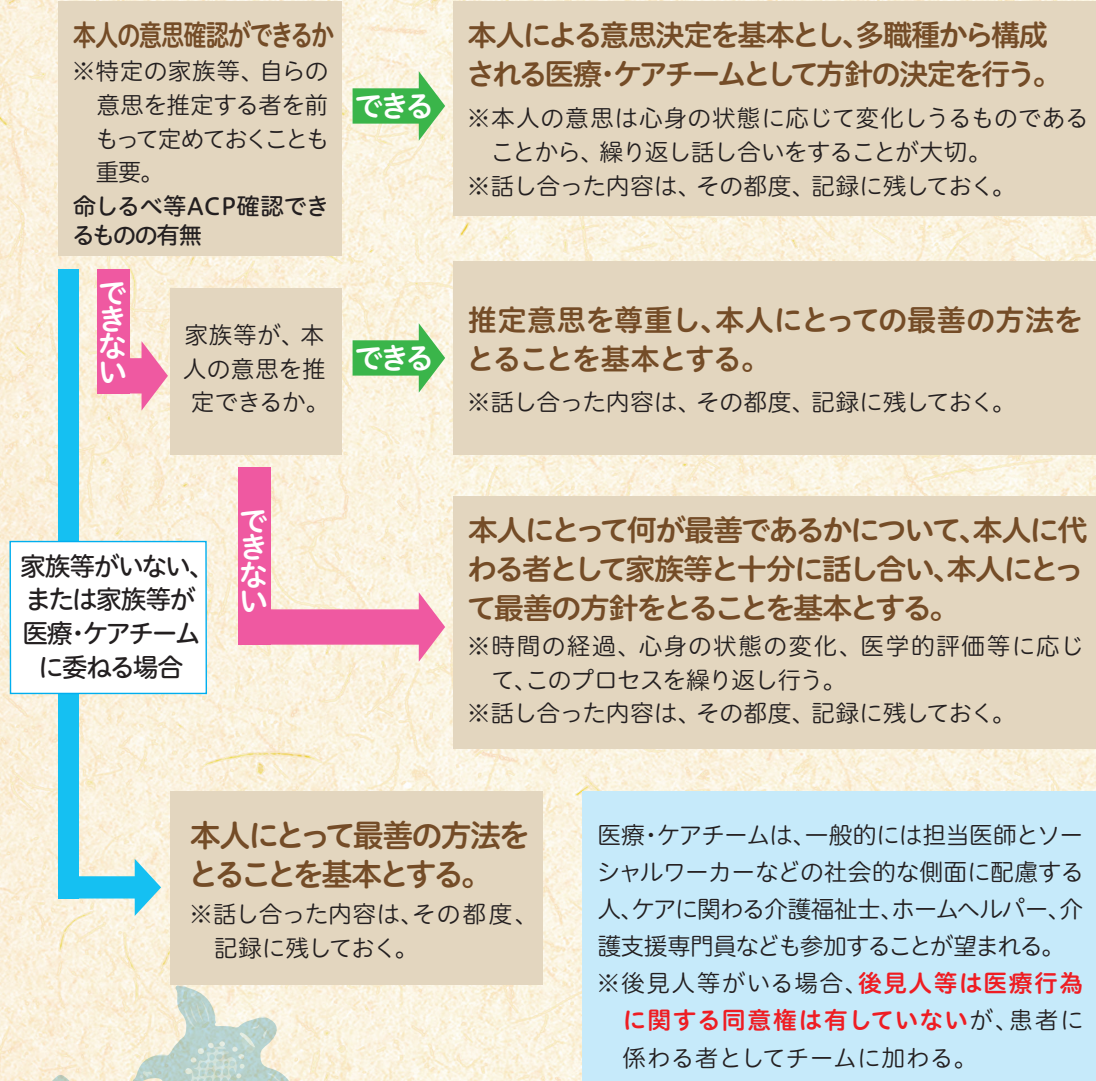
- ①身寄りがいない方
- ②家族や親類へ連絡がつかない状況にある方
- ③家族の支援が得られない方

◎考え方の基本

- 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」2018(平成30)年3月改訂 厚生労働省
- 「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定支援が困難な人への支援に関するガイドライン」2019(令和元)年5月 厚労省2018年度厚生労働省行政推進調査事業補助地域医療基盤開発推進研究事業
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」2020(令和2)年10月意思決定支援ワーキンググループ

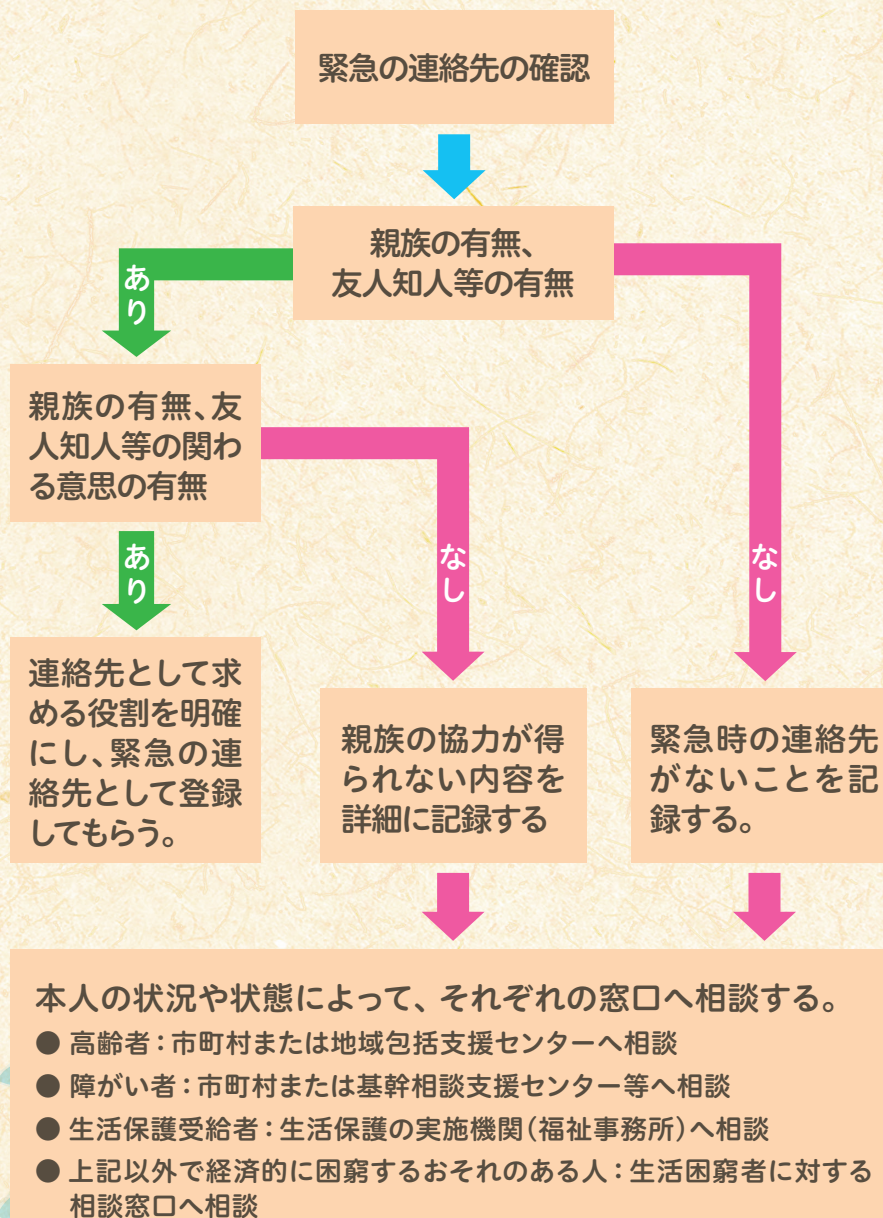


医療行為に関すること



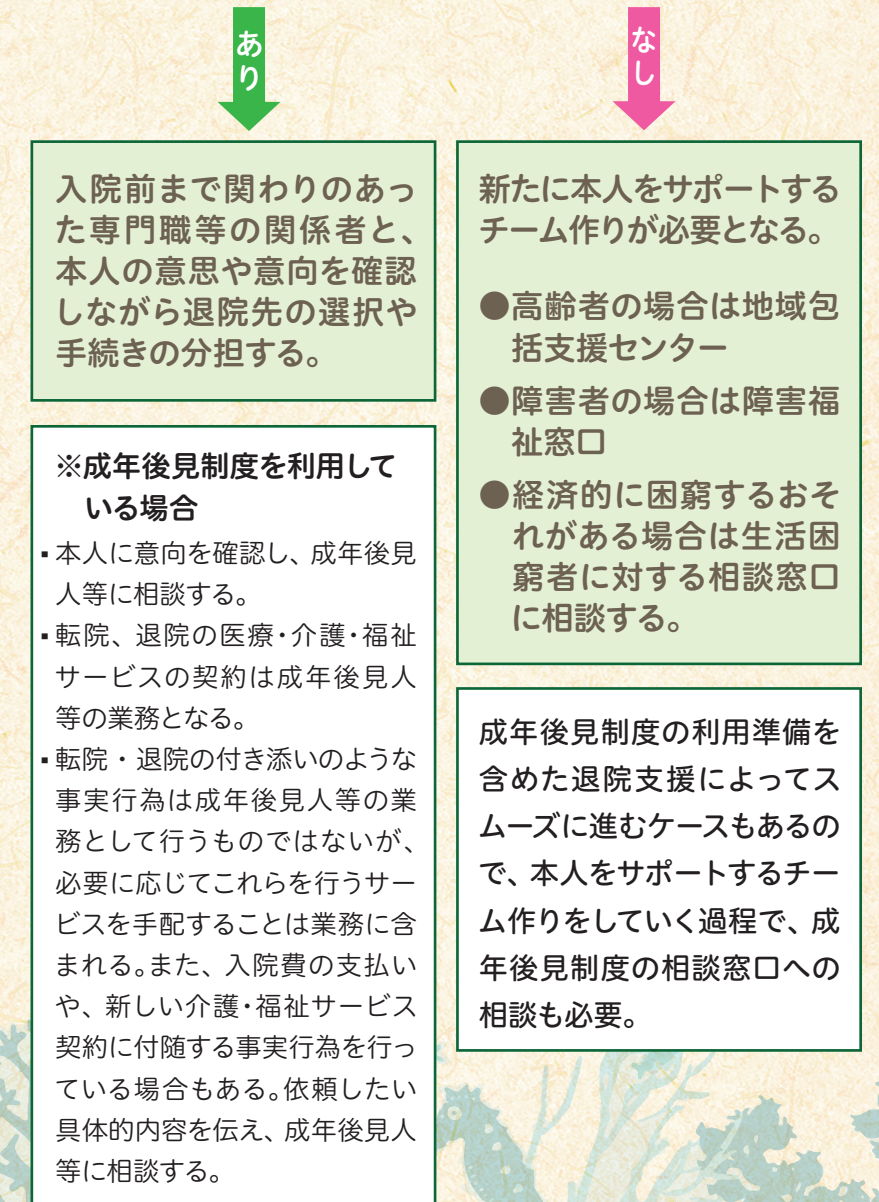
緊急連絡先について

緊急連絡先を親族、知人、友人、支援者に依頼する場合は、**どのような役割を担ってほしいのか**整理したうえで依頼しましょう。



退院支援について

□ 入院前に関わりのあった支援者の有無



医療行為に関する事の注意点

- 本人と医療・ケアチームの話し合いの中で、適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合。
 - 本人の心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合。
 - 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合。
- ※上記の場合は「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成30年3月改定 厚生労働省)の考え方を踏まえ、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針などについての検討及び助言を行うことが必要である。